



2022年11月11日

各 位

会社名 株式会社ティア  
代表者名 代表取締役社長 富安 徳久  
(コード：2485 東証スタンダード・名証プレミア)  
問合せ先 専務取締役 辻 耕平  
経営企画本部  
(TEL 052-918-8254)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年12月23日開催予定の第26回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は

期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

## 3. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催予定日      2022年12月23日（金）

定款一部変更のための効力発生予定日              2022年12月23日（金）

以 上

## 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(15) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(16) 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(15) (現行どおり)</p> <p><u>(16) 不動産の売買・賃貸・管理および仲介業</u></p> <p><u>(17) (現行どおり)</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開</p>

	<p><u>示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>第2条 本条の規定は、2022年9月1日から6か</u> <u>月を経過した日または前項の株主総会の日か</u> <u>ら3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこ</u> <u>れを削除する。</u></p>
--	--

以 上